

米防危第 479 号

平成 27 年 8 月 3 日

避難計画を案ずる関西連絡会(グリーン・アクション)

代表 アイリーン・美緒子・スミス 様

米原市長 平尾道雄



高浜原発3・4号再稼働と原発事故の防災・避難計画に関する質問・要望に対する  
回答について

平成 27 年(2015 年) 7 月 29 日付けで提出いただきました標記の件につきまして、下記の  
とおり回答いたします。

記

■質問事項への回答

1 「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」(以下「意見書」という。)について

(1) 意見書に対し、規制委員会・規制庁はどのような回答を示しましたか。

回答：7月10日(金)の訪問において、「原子力規制庁側の説明として、原子力防災対策指針は、専門的、技術的な事項を定めるもので、決してUPZ 外の自治体の独自の取組を否定するものではなく、また国がどのように支援していくかといった政策的な判断に係る事項を書いているものではない。国の支援については、内閣府の原子力防災担当が窓口となることからその旨伝える。」といった回答がされています。

(2) 意見書では「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである」としています。これが実現されない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないという立場ですか。

回答：核燃料(使用済核燃料を含む。)が近隣施設にある限り災害等に備える必要があり、そのために支援を求めているものです。施設が廃炉となり核燃料が安全に処理されるまでは、対策が必要と考えています。

## 2 地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度について

- (1) 地方自治体職員やバス運転手等の健康や安全を確保するために、年1 mSvの被ばく線量限度は守られるべきではないですか。

回答：できる限り被ばく線量を低く抑えることが良いことは事実ですが、新しい基準については、国の決定を見守る立場にあると考えます。検討されている新基準の数値については、絶対的な安全性に基づいた根拠のある数値とすべきで、国はその根拠を説明する責任があると考えます。

## 3 自然災害と原発事故の複合災害および孤立集落の問題について

- (1) 住民の安全を第一に考えれば、避難できない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。

回答：本市の地理的要因として、再稼働への反対や原子力施設の廃炉を求める理由の一つとなり得ると考えています。

## 4 国の規制基準や原発の安全性を検証するために

- (1) 福井地裁の仮処分決定は、国の規制基準が緩やか過ぎると厳しく批判しています。これを踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないでしょうか。米原市として、滋賀県や関西広域連合に設置するよう求めているのでしょうか。

回答：滋賀県では、平成26年5月に原子力防災対策に専門的な見地からの意見や助言を行う専門会議を設置しています。また、県内各市町との情報共有や諸課題を協議する場所として県原子力安全対策連絡協議会が設置されています。本市においても市の原子力防災対策を進める上で、積極的に利用したいと考えています。

■要望事項への回答

- 1 「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」における要求事項、原子力災害対策指針への「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述」の追加が実現されない限り、高浜原発3・4号の再稼働には反対であると表明してください。

回答：再稼働に反対するだけではなく、原子力エネルギーに代わる持続可能なエネルギーへの移行と原子力施設の廃炉を訴えて行きます。

- 2 原発事故時に避難誘導や物資の輸送などに当たる地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度の引き上げに反対してください。

回答：核燃料が近隣にある限り原子力事故への備えは必要であり、事故に対応する職員等に対する安全確保の面において、不安を払拭できる根拠ある基準は必要と考えます。また、この基準は、国が数値的な根拠を示し、誰もが認めるものでなければいけないと考えます。そのためには、職員をはじめ市民が、正しい知識と認識を持つ必要があると考えます。

- 3 避難できない孤立集落の問題がある以上、原発の再稼働は認められないと表明してください。

回答：前の3の(1)での回答と同じ

- 4 原発の規制基準や安全性についての検証・検討するために、滋賀県、関西広域連合に対し、独自の第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。

回答：前の4の(1)で回答しているとおり、県においては、専門会議が設置されています。また、関西広域連合に対してもあらゆる機会を利用して設置を求めて行きます。

- 5 福井地裁の高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定を尊重し、高浜3・4号の再稼働は認められないと表明してください。

回答：前の1の(2)での回答と同じ